

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第514号)

平成19年10月25日

横 情 審 答 申 第 514 号

平 成 19 年 10 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年7月17日ここ第1635号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成17年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の実績報
告について（平成18年度ここ第917号）」の一部開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成17年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の実績報告について（平成18年度ここ第917号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成17年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の実績報告について（平成18年度ここ第917号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年4月26日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、実績報告書の案に記載されている個人の年齢及び性別を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち、本件異議申立てに係る部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件の非開示情報のうち、実績報告書の案に記載されている個人の年齢及び性別は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。
- (2) 自立援助ホームは、横浜市内に2か所しかなく、施設の利用者も数人規模である。また、入所生活の中で施設の周辺に居住する地域住民の目に常に触れる状況にあるなど、施設の利用者個人や職員についての一定の情報を有する者が、利用者、職員及び施設の周辺に一定人数存在しており、特定の個人を識別することができることとなるものである。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示情報（年齢・性別に関する部分）についての決定を取り消し、開示せよ。

もしそれが認められない場合、性別に関する非開示決定を取り消し、開示せよ。

- (2) 年齢・性別のみで個人が識別できるとは考えづらいため、年齢・性別そのものは個人識別情報に当たらない。また、条例第7条第2項第2号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」ものに該当するとも考えられるが、同号は一般市民を「識別することができる」か否かの主体として予定するものであるから「他の情報」とは一般市民の持つ情報を指し示すものであり、特定の家族・親族などの持つ情報を基準にすべきではない。

そのため一般人が通常有する情報と本件において非開示とされた「年齢・性別」とを照合することによって特定の個人が識別されない限り、実施機関としては「年齢・性別」を開示しなければならないが、現時点において一般人が「年齢・性別」と照合することによって個人を特定できるような情報を持っているとは考えられない。加えて、一般社会において年齢・性別が開示されること、そのみをもって権利侵害が発生するとも考えられない。

- (3) 性別については、男女2種類しかないのであるから、そのいずれかであるかが判明したからといって、それだけをもって個人が識別されることもないし、そもそも上記のとおり一般人が性別と照合することによって個人を識別できるような情報を持っていないと考えられるから、性別だけでは他の情報と照合することによって個人が識別されるとはいえない。加えて、性別が開示されたといって特段特定私人の権利を侵害することにもならないと考える。

- (4) よって当該非開示決定は不当なものであるから、改めて開示を請求する。

5 審査会の判断

- (1) 自立援助ホームについて

自立援助ホームは、義務教育終了後、児童福祉施設等を退所して就職する児童等のうち、なお、援助の必要な児童等に対し、家族的な共同生活を行う住居において、ホーム長以下の職員により相談その他の日常生活上の援助を行うことにより、児童等の就労等が軌道に乗り自立して生活できるようになることを目指すものである。横浜市は、横浜市自立援助ホーム事業実施要綱（平成3年12月1日助役決裁）により、自立援助ホームに係る設置・運営の基準、市長による認定の手續及び市からの運営費助成その他の必要事項を定めている。

平成17年度においては市内で2か所の自立援助ホームが運営されており、現在においても、市内で運営されている自立援助ホームはその2か所のみとなっている。

(2) 本件申立文書について

厚生労働省は、地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的に、平成17年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（平成18年1月13日厚生労働省発雇児第0115002号厚生労働事務次官通知）を定め、都道府県及び指定都市等が実施する児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業に要する経費に対し補助金を交付することとした。横浜市は、平成17年度における市内2か所の自立援助ホームへの運営費助成その他の支援事業に関し、国庫補助金の交付を受けた。

本件申立文書は、横浜市から厚生労働省に対し平成17年度児童虐待・DV対策等総合支援事業の国庫補助金に係る事業実績を報告するための決裁文書であり、起案用紙、実績報告書の案及び参考資料が含まれている。

なお、本件処分において実施機関が非開示とした部分は、実績報告書の案のうち、2か所の自立援助ホームに係る児童自立生活援助事業（個票）及び対外関係調整事業（個票）に記載されている個人の氏名、年齢、性別、就職（予定）先等、保護者の状況、委託前の施設種別等、措置児童相談所名、保有資格名、職歴等並びに施設の所在地及び電話番号であるが、本件異議申立ては、このうち個人の年齢及び性別を非開示とした決定の取消しを求めて行われたものである。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人の年齢及び性別は、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため非開示としたとしている。これに対し、申立人は、個人の年齢及び性別は本号本文に該当しないため開示すべきであると主張している。

ウ 自立援助ホームの目的は上記(1)に述べたが、その入所の経緯としては、一般に、児童自立支援施設を退所したが家庭での生活が困難、あるいは家庭における虐待といった原因により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第7項に定める委託措置として入所する場合のほか、家庭裁判所が取り扱う少年事件にお

ける試験観察等の一環として入所を依頼される場合もある。入所の経緯によっては、児童の親族等に対しても入所先を明かさない。

なお、自立援助ホームは、外観上、一般の住居と異なるところはなく、自立援助ホームである旨の表示はされていない。また、横浜市は、自立援助ホームの所在地を公表していない。

エ 以上のような自立援助ホームの性質上、関係情報の開示には、児童の人権保護の観点から特に慎重な取扱いが求められるといえる。また、入所の経緯によっては、利害関係者等による入所児童の探索的な調査が行われることも考えられる。

オ 本件異議申立てに係る個人の年齢及び性別については、横浜市内の自立援助ホームが2か所のみであり、入所児童の定員も数人程度であるため、これらの情報を公にすると、自立援助ホームの居住者の年齢や性別の構成が判明することとなり、通常的手段で入手し得る他の情報と照合して探索的な調査が行われた場合に、自立援助ホームの所在が判明し、ひいては入所児童個人の識別が可能となるものといえる。

したがって、本件異議申立てに係る個人の年齢及び性別は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであり、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しない。

カ なお、申立人は、本号本文に規定する「他の情報」に関して、一般人が通常有する情報を基準とすべきとの主張をする。

しかし、自立援助ホームは、そこで一般の住居と同様の日常生活が営まれていることから、周辺の地域住民の目に常に触れる状況にあり、入所児童について一定の情報を有する者が一定人数存在するものといえる。また、上記エで述べたとおり、利害関係者等による入所児童の探索的な調査が行われることも考えられるところである。このような状況において、一般人が通常有する情報を基準として個人識別性を判断すると、仮に地域住民又は利害関係者等から開示請求された場合に、それらの者が有し、又は通常的手段により入手し得る情報と、個人識別性がないとして開示される情報とを組み合わせることにより、入所児童個人が識別されることとなり、ひいては児童の人権の保護を欠く結果を招きかねない。

そのため、本件において本号該当性を判断するに当たっては、本号本文に規定する「他の情報」について、一般人が通常有する情報のみならず、地域住民又は利害関係者等が有し、又は通常的手段により入手し得る情報によって、入所児童

個人が識別されるおそれがあるかどうかによって判断すべきである。

(4) 自立援助ホームに係る情報の開示について

ア 前述のとおり、自立援助ホームの性質上、関係情報の開示には、児童の人権保護の観点から特に慎重な取扱いが求められるものである。また、入所の経緯によっては、利害関係者等により、児童の所在について探索的な調査が行われる可能性も考えられ、児童の所在が判明した場合には、児童の人権の保護を欠く結果を招きかねないものである。

イ 横浜市は自立援助ホームの所在地を公表していないが、本件申立文書中、自立援助ホームに係る情報であって本件処分において開示された部分についても、探索的な調査が行われた場合には、自立援助ホームの所在地の手がかりとなる可能性があり、ひいては入所児童の探索を容易にしかねない情報があることが見受けられた。このような情報の開示は、自立援助ホームの設置運営目的を阻害するおそれがあるものであり、ひいては市の自立援助ホームに対する支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

ウ 条例第7条第2項第6号本文では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。実施機関は、自立援助ホームに係る情報の開示に当たり、本号の該当性についても全般的に検討した上で、探索的な調査により入所児童の所在が判明することとならないよう万全の配慮をすべきであったと考えられる。

(5) 本件処分の妥当性について

実施機関は本件処分において上記(4)で述べたような配慮をすべきであったが、本件処分において実施機関が非開示とした部分については開示すべきものではないことから、結論において本件処分は妥当であると判断する。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年7月17日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年7月25日 (第108回第二部会)	・諮問の報告
平成19年7月26日 (第110回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年8月8日 (第44回第三部会)	・諮問の報告
平成19年8月9日 (第111回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成19年8月23日 (第112回第一部会)	・審議
平成19年9月13日 (第113回第一部会)	・審議
平成19年9月27日 (第114回第一部会)	・審議